

春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成17年条例第136号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、春日部市営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）<u>第96条の4第1項</u>において準用する法<u>第36条第1項及び第4項</u>の規定に基づき、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭を<u>賦課徴収</u>する場合に、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（賦課の基準等の決定）</p> <p>第2条</p> <p>3 法<u>第96条の4第1項</u>において準用する法第36条の2の規定による特別徴収金は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の2の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等に相当する額とする。</p> <p>（賦課に対する異議の申立て）</p> <p>第3条 前条の規定により<u>賦課の決定</u>を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を知った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して異議を申し立てることができる。</p> <p>（急施の場合の特例）</p> <p>第4条 法<u>第96条の4第1項</u>において準用する法<u>第88条第1項</u>の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、春日部市営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）<u>第96条の4</u>において準用する法<u>第36条</u>の規定に基づき、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭を<u>賦課（以下「賦課金」という。）徴収</u>する場合に、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（賦課の基準等の決定）</p> <p>第2条</p> <p>3 法<u>第96条の4</u>において準用する法第36条の2の規定による特別徴収金は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の2の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等に相当する額とする。</p> <p>（賦課に対する異議の申立て）</p> <p>第3条 前条の規定により<u>賦課金</u>を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を知った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して異議を申し立てることができる。</p> <p>（急施の場合の特例）</p> <p>第4条 法<u>第96条の4</u>において準用する法<u>第49条</u>の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。